

三木町告示第 210 号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防
サービス事業者の指定の更新について

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の12及び第115条の21の規定により、次のとおり指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定を更新したので告示する。

令和 7 年11月25日

三木町長 伊藤 良春

記

介護保険事業所番号	3 7 9 1 3 0 0 0 1 9
事業所の名称	グループホーム れんげハウス
事業所の所在地	香川県木田郡三木町大字池戸 2 0 7 4 番地 5
指定更新年月日	令和 7 年 1 2 月 1 日
指定の有効期間	令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 1 3 年 1 1 月 3 0 日まで
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護